報酬

[日本語]

الجعالة

[اللغة اليابانية]

ムハンマド・ブン・イブラーヒーム・アッ＝トゥワイジリー

محمد بن إبراهيم التويجري

翻訳者: サイード佐藤

ترجمة: سعيد ساتو

校閲者: ファーティマ佐藤

مراجعة: فاطمة ساتو

海外ダアワ啓発援助オフィス組織（リヤド市ラブワ地区）

المكتب التعاوني للدعوة وتوعية الجاليات بالربوة بمدينة الرياض

1429 – 2008

21－報酬

- **報酬とは：**壁の建築や行方不明者の捜索など、特定のあるいは非特定の合法的行為を請け負う者に対し、特定の財産をその見返りとして与えることです。

- **報酬の法的位置づけ：**

報酬は人々がそれを必要としている事実からも、合法な契約です。

- **報酬の提示の形：**

例としては以下のような表現があります：

・「私のためにこの壁を建てた者には、何某を与えます。」
・「私のためにこの衣服を縫製した者には、何某を与えます。」
・「私のためにこの車を返還した者には、何某を与えます。」

そしてそれを行った者は、報酬を受ける権利を得ます。

- **報酬の取り消し：**

報酬の取り消しは可能です。取り消した側が仕事を行った者の方であれば、彼は何の報酬にも値しないことになります。

一方取り消した側が報酬を提示した方であれば、以下のような状況が考えられます：

1－請負人が仕事を開始する前に報酬の提示を取り消した場合：請負人は何の報酬にも値しません。

2－請負人が仕事を開始した後に報酬の提示を取り消した場合：請負人には報酬を得る権利があります。

- **人の役に立つことに関して：**

1－報酬の提示がないまま拾得物や紛失物を所有主に返還した者は、何の物質的報酬を得ることもありません。しかし所有主は彼に、可能な範囲で何か贈与することが推奨されます。

2－特に何の条件をつけていなくても、他人の財産をその消滅から救い、かつそれを所有主に返還する者には、それ相応の報酬を得る権利があります。